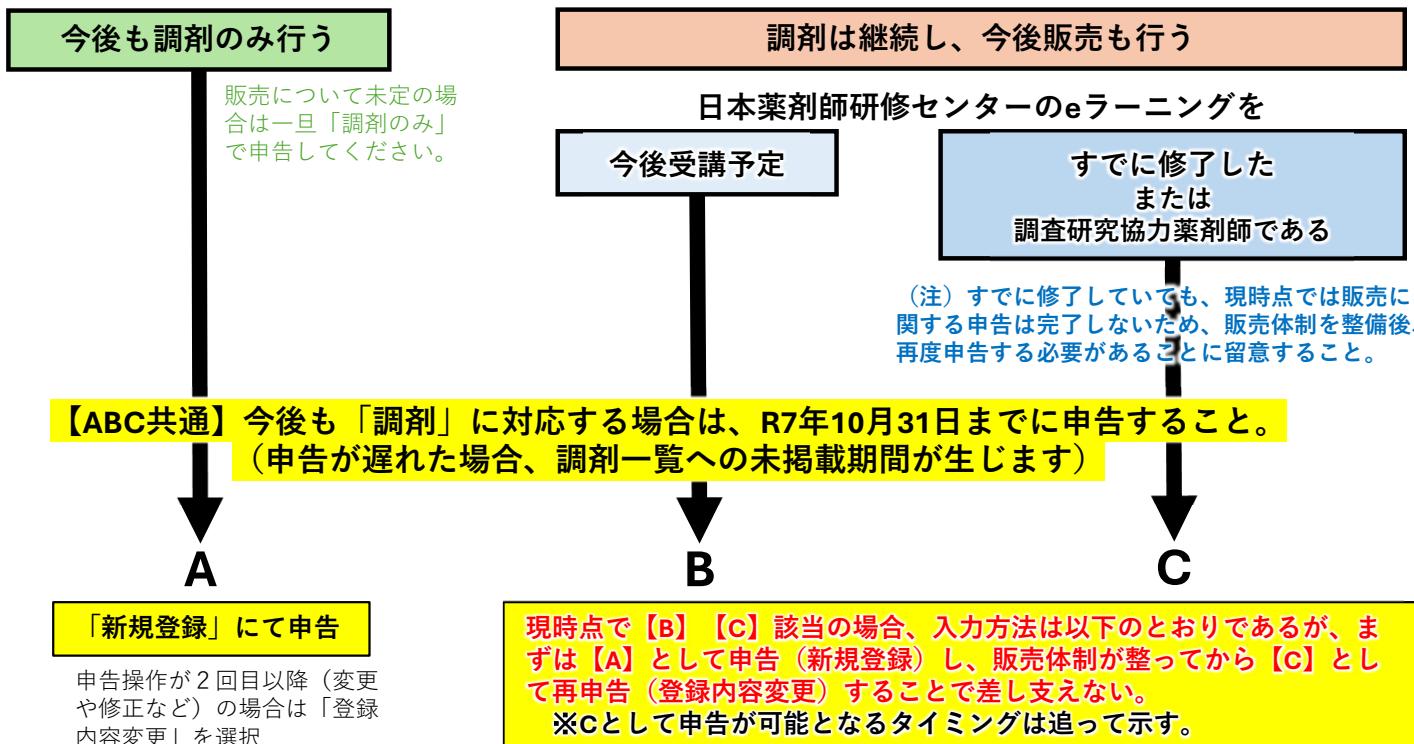


「令和7年9月18日時点でオンライン診療-調剤体制に対応済みで、今後も調剤対応を行う薬剤師」
に係る、報告用ウェブサイト入力方法

2025年9月.日本薬剤師会作成

(注) 本資料中「調剤」は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことをいう。



6. 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了証発行番号*

*半角で、記入してください。※過去に都道府県薬剤師会の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」を受講済みで、今後も調剤のみ行う場合は「0」を記入してください。※「調査事業に協力」の薬剤師は「1」を記入してください

回答を入力してください

A	「0」を記入
B	「0」を記入（販売体制が整ってから要再申告。その際は修了証番号を記入）
C	修了証発行番号（調査研究協力薬剤師は「1」）を記入。（販売体制が整ってから要再申告）

8. 調剤（医療用医薬品）・販売（要指導医薬品）*

- 調剤及び販売
- 調剤
- 販売

22. 備考①

※「公表通知に掲載済み」、「調査事業に協力」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

A	「調剤」を選択
B	「調剤」を選択（販売体制が整ってから要再申告。その際は「調剤及び販売」を選択）
C	「調剤及び販売」を選択（販売体制が整ってから要再申告）

A	「公表通知に掲載済み」と記載
B	「公表通知に掲載済み」と記載（販売体制が整ってから要再申告。その際はここを空欄とすること）
C	空欄（調査研究協力薬剤師は「調査事業に協力」を記入）。（販売体制が整ってから要再申告）

◆以下の右欄に該当する方は、備考④は以下のとおり記入してください

25. 備考④

※「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」又は「令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

- 令和7年9月18日以前に、都道府県薬剤師会が開催した【調剤研修を修了し調剤体制に対応済みであるが、調剤一覧に未掲載】（更新タイミングとのズレによる）の場合も「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」と記載してください。
- 【令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了】により調剤対応のみを行う方は、申告の際、この欄にその旨を記載してください。

『START』

すでに、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく
緊急避妊薬の調剤に対応できる体制に

（注）以下、この図で言う「調剤」は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことを指します。

対応している

オンライン診療-調剤の研修会を受講済みであり、
調剤に対応している
(厚労省一覧^(注)で氏名が公表されている)

※厚労省一覧の更新タイミング
のラグにより載っていない人も
こちら

（注）厚労省一覧：
オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhiinnyaku.html>

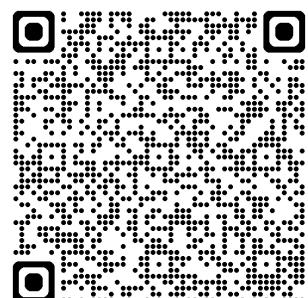
対応していない

オンライン診療-調剤の研修会を受講していない
(受講していても、調剤に対応しておらず、厚労省一覧^(注)
にて氏名が公表されていない者を含む)

今後、調剤に加え、販売を行う

いいえ
(調剤のみ継続)

以下を行う必要があります。
・ 厚労省へ、今後も
「調剤」のみを行う旨と、
必要な情報を申告(速やかに)



はい

今後、調剤・販売を行う
(いずれかのみの場合も同様)

はい

以下2点を行う必要があります。

- ・ 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了^{※1、※2}
- ・ 厚労省へ、「販売／調剤」を行う旨と、必要な情報を申告
 - ◆オンライン診療-調剤体制に対応済みで、本通知発出後も調剤対応を行う方は、上記研修修了にかかわらず、一旦速やかに、調剤を行う旨を申告してください。
 - ◆申告項目中「販売にあたり必要な近隣の産婦人科医等との連携体制」の詳細は追って示されます。販売に関する申告は、連携についての通知後に申告が必要となることにご留意ください（調剤に加えて販売を行う方は、研修修了及び連携についての通知後、再度申告を行ってください）。

【申告用ウェブサイト】（左記二次元バーコードからもアクセスできます）

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHlmkUmY-IdwQvXJs2zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4SIICOEtNQ0IRV0xMViQlQCN0PWcu

※1 既存の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」は、今後、日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」に統合されます。

※2 「緊急避妊薬のスイッチOTC化に係る環境整備のための調査事業」研究計画第Ⅱ期～（2024.9.25以降）に協力し販売に携わっていた薬剤師は、修了する必要はありません。